
身延町公共施設等総合管理計画

改 訂 版



令和5年3月



身延町 公共施設等総合管理計画

目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	4

II 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～身延町人口ビジョンより	6
2. 本町の財政状況	8
3. 公共施設の状況	10
4. インフラ施設の状況	13

III 公共施設等の総合的かつ計画的管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の課題	16
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設の管理に関する基本方針	25
2. インフラ施設の管理に関する基本方針	34
3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	37

V 公共施設マネジメントの実行体制

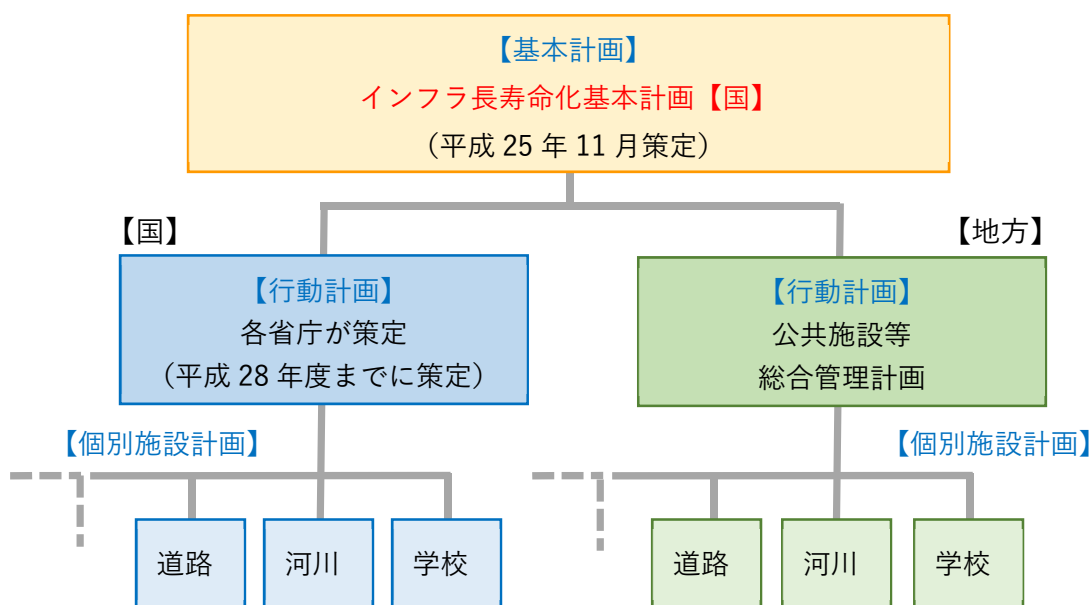
1. 推進体制	42
2. フォローアップ	43
3. 情報等の共有と公会計の活用	43

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設等の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省「インフラ長寿命化計画の体系」)

本町においても、多くの市町村と同様に昭和40年代後半から多くの公共施設等を整備してきましたが、現在、これらが整備後40年から50年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

今後も安心、安全に公共施設等を利用できるようにしていくには、これらの適切な修繕や改修が必要不可欠です。

また今後、これらの公共施設等が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくことになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などによる厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設等の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは極めて困難な状況です。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が老朽化による更新時期の到来を迎え、また、大規模災害等への対策も必要となります。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新、統廃合、長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となります。

こうした状況を踏まえ、これらに対する対策として本町では平成28(2016)年度を計画初年度とする身延町公共施設等総合管理計画を策定しました。

今回、当初計画を策定した後に策定された「各種個別施設計画」の内容、令和3(2021)年1月26日及び令和4(2022)年4月1日の総務省通知による改訂要請を踏まえ、現計画の改訂版を策定しました。

■参考：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」

(令和4年4月1日付け総財務第43号、総務省自治財政局財務調査課長通知より抜粋)

- 一 公共施設等の現況及び将来の見通し
 - (1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
 - (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
 - (3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等
- 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
 - (1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
 - (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
 - (3) 現状や課題に関する基本認識
 - (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
 - ① 点検・診断等の実施方針 ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針 ④ 耐震化の実施方針
 - ⑤ 長寿命化の実施方針 ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
 - ⑦ 脱炭素化の推進方針 ⑧ 統合や廃止の推進方針
 - ⑨ 数値目標 ⑩ 地方公会計（固定資産台帳等）の活用
 - ⑪ 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針
 - ⑫ 広域連携 ⑬ 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携
 - ⑭ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
 - (5) P D C A サイクルの推進方針
- 三 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 公共施設等総合管理計画改訂の目的

平成28(2016)年度に策定した「身延町公共施設等総合管理計画」は、これまでに2回の一部改訂を行ってきました。

令和4(2022)年度における改訂については、以下の点について見直し、充実させることを目的とするものです。

①5年に1回の見直しへの対応

平成28(2016)年度の計画策定時から5年を経過し、これまでの計画の進捗状況を確認するとともに、現状の整理と今後に向けた課題等の抽出と方向性の確認を行う。

②個別施設計画の集約

令和2(2020)年度に策定した個別施設計画の反映を行うとともに、個別施設計画から2年が経過した進捗状況の確認と個別施設計画の修正を踏まえた対応を行う。

③進捗管理体制の強化及びPDCAサイクルの徹底

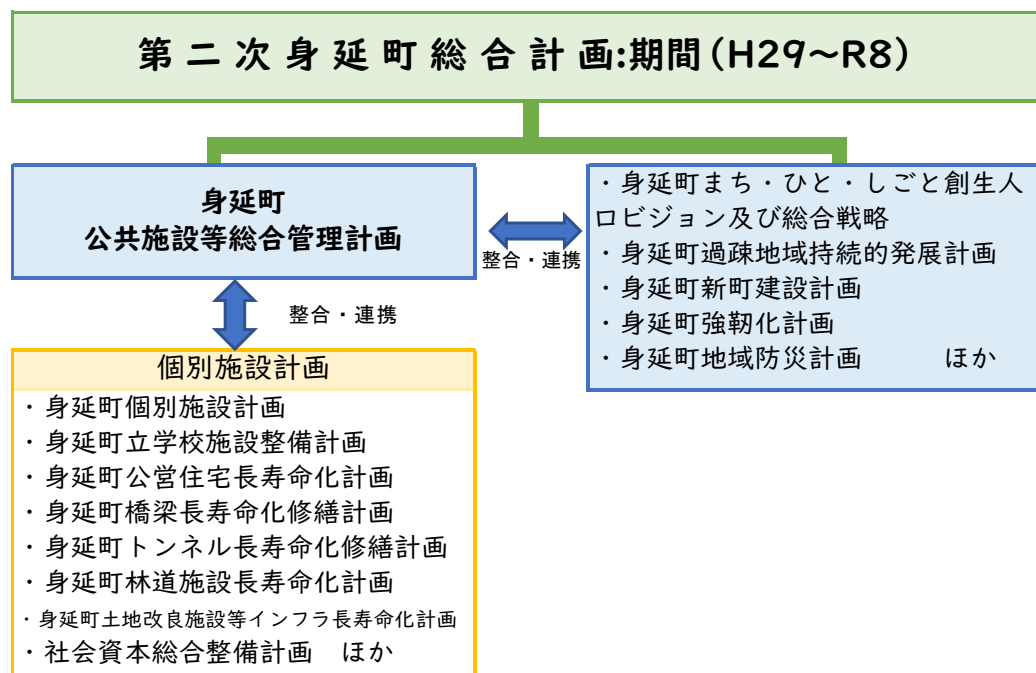
人口減少や施設の老朽化に対応すべく、毎年度の個別施設計画の進捗確認と対策結果に対する検証体制の構築と進捗結果に対する今後の対応を庁内で共有するための管理体制の構築を行う。

④総務省の要請による改訂

総務省における「公共施設等総合管理計画策定・改訂ガイドライン」が2回の改訂を行っている。これらの対応については、部分的に一部改訂を行ってきたが、今回改めて総務省からの要請を整理し、本改訂において対応を行う。

(4) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位に位置付けられる「身延町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設等

本計画では、町が保有する公共施設とインフラ施設を対象とします。公共施設については、単独施設と複合施設に区分し、単独施設はさらに、学校教育施設、庁舎等行政関連施設など10の分類に区分しました。

なお、当初の本計画策定時には、単独施設及び複合施設の区分はなく、医療施設を除く9の区分としていましたが、公共施設についての管理方法を重視した結果、本改訂から区分の見直しを行っています。

また、インフラ施設については、道路・トンネル、橋梁、簡易水道、汚水処理(下水道)4分類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

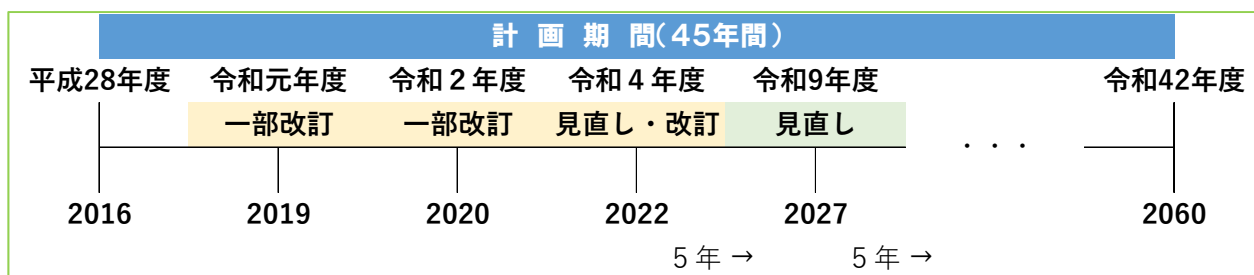
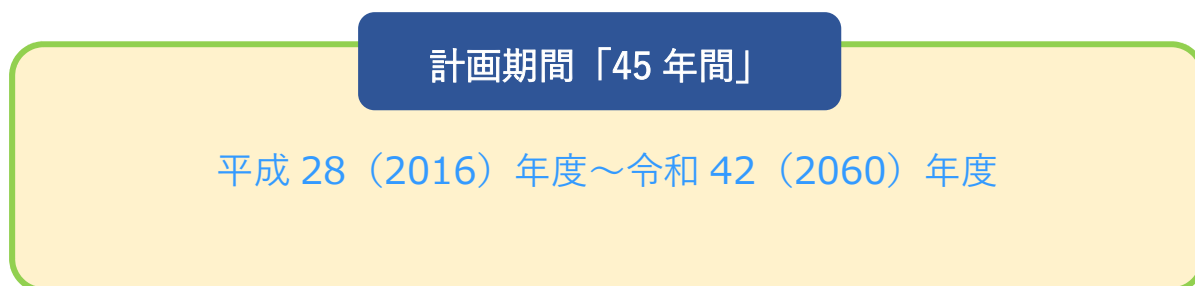
■ 公共施設等の分類

施設分類			主な施設
公共施設	単独施設	A 学校教育施設	小中学校及び給食センター
		B 庁舎等行政関連施設	役場庁舎及び支所
		C 社会教育・コミュニティ施設	中富総合会館など
		D スポーツ施設	身延町民体育館など
		E 町民文化施設	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館など
		F 子育て支援施設	静川保育所など
		G 福祉施設	身延地区保健センターなど
		H 公営住宅	町有住宅 相又団地及び町営住宅
		I 医療施設	診療所
		J その他（観光施設を含む）	身延町活性化施設（ゆばの里）など
	複合施設		総合文化会館（町立図書館）など
インフラ施設	1	道路・トンネル	
	2	橋梁	
	3	簡易水道	配水管など工作物
	4	汚水処理（下水道）	下水道管きょなど工作物

(2) 計画期間

計画期間は当初、平成28(2016)年度から令和37(2055)年度まででしたが、個別施設計画の計画期間と合わせ45年間とします。計画の見直しは5年程度を目安として行うものとし、計画の進捗を図るとともに、内容の改訂を行います。

また、今後の上位の計画又は各種の関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。





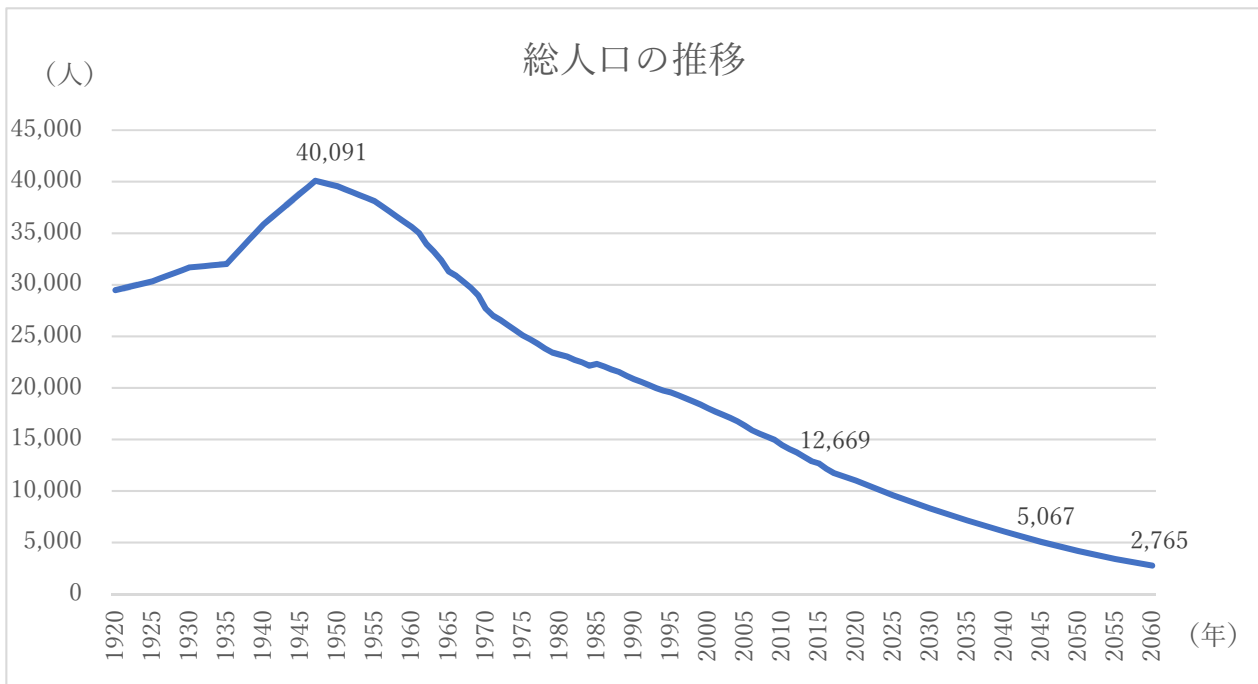
公共施設を取り巻く環境

Ⅰ. 将来の人口 現状と予測～身延町人口ビジョンより

(Ⅰ) 総人口の推移と将来推計

本町の大正9(1920)年～令和42(2060)年の総人口の推移と将来推計は、以下のとおりです。

■総人口の推移(平成27(2015)年まで実績値、平成27(2015)年以降推計値)



年	昭和 22(1947)年	平成 27(2015)年	令和 27(2045)年	令和 42(2060)年
人口	40,091 人	12,669 人	5,067 人	2,765 人

(出典:「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)」令和2(2020)年3月より抜粋)

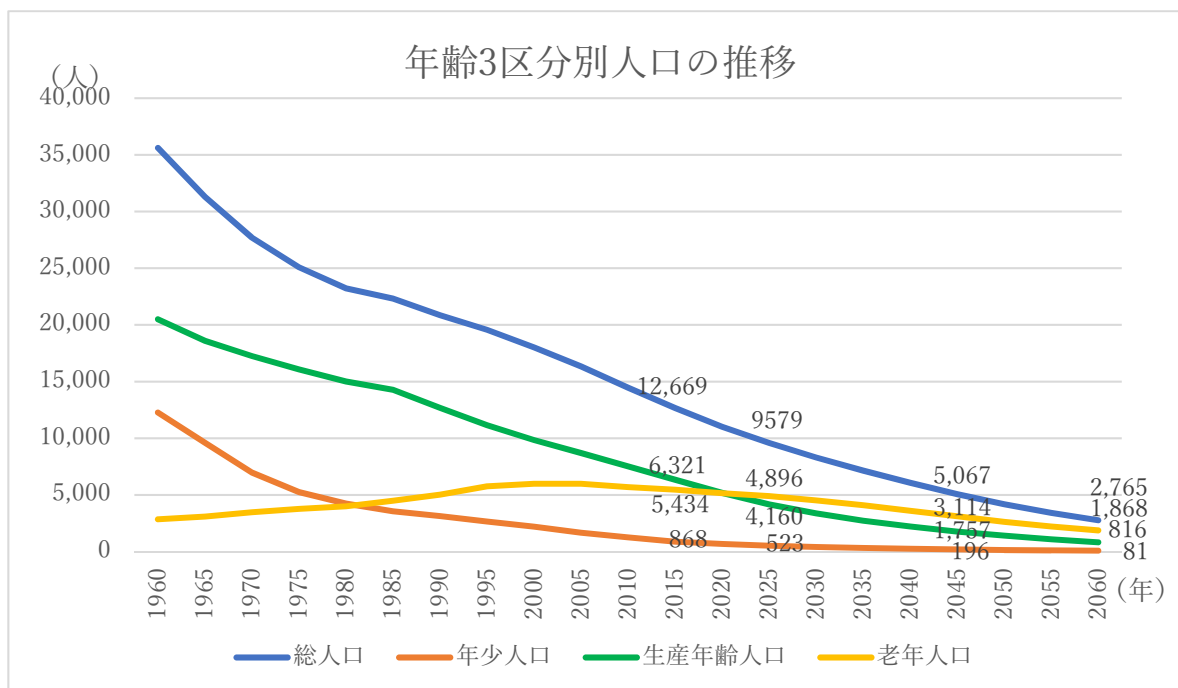
(分析及び結果の整理)

- ・本町では、戦時中一時、人口が急増しましたが、その後は減少し、減少傾向は今後も続くと推計されています。
- ・戦時中の増加の原因は、疎開によるものと考えられます。また、戦後暫くの間については、戦争からの復員に伴う出生率増加により、高水準が続いていたと考えられます。
- ・その後の減少については、職を求めての都市部への人口流出と高度経済成長及び少子化がその傾向を強めたと考えられます。
- ・今後についても、進学や就職による若年層の都市部への人口流出と少子化により、人口は減少していくと予想されます。

(2) 年齢 3 区分別人口の推移と将来推計

本町の年齢 3 区分別人口の推移と将来推計は、以下のとおりです。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



比較年	昭和 22(1947)年	平成 27(2015)年	令和 27(2045)年	令和 42(2060)年
総人口	40,091 人	12,669 人	5,067 人	2,765 人
年少人口	—	868 人	196 人	81 人
生産年齢人口	—	6,321 人	1,757 人	816 人
老年人口	—	5,434 人	3,114 人	1,868 人

(出典：「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）」令和 2（2022）年 3 月より抜粋）

※昭和 22（1947）年は年齢 3 区分人口統計を行っていない。

※平成 27（2015）年までは実績値。平成 27（2015）の総人口には年齢不詳分が含まれているため 3 区分の合計値とは一致しない。

（分析及び結果の整理）

・生産年齢人口は、戦後、職を求めて都市部への流出が始まり、高度経済成長により、その傾向はさらに顕著となりました。その後も就職や進学による都市部への人口流出の流れは変わらず減少は続き、2020 年代には老年人口を下回る推計となっています。

・年少人口は、子どもの出生に関係する青年層が都市部へ流出したこととライフスタイルの変化による小産化に伴い、昭和 45(1970)年頃の「団塊ジュニア世代」の誕生により減少傾向が緩やかになった時期もありましたが、減少は続き、昭和 55(1980 年代)には老年人口を下回りました。今後も母親世代人口の減少や少子化問題、晩婚化の進展により、減少は続くと思われまます。

・一方、老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから増加を続けていましたが、平成 17(2005)年からは緩やかに減少傾向へ転じています。

2. 本町の財政状況

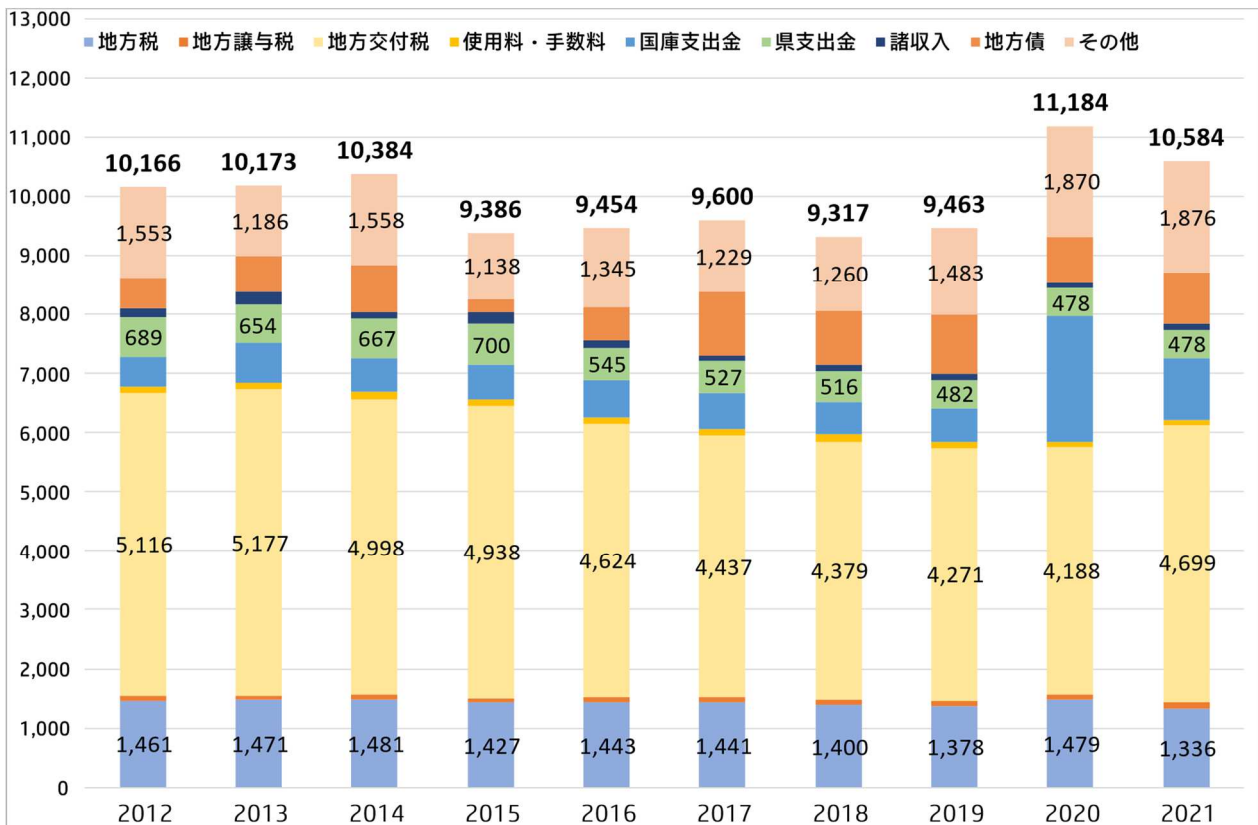
(1) 歳入の状況

一般会計をもとに本町の歳入状況の過去10年をみると、全体の歳入状況としては、平成27(2015)年度から令和元(2019)年度まで公共施設等の老朽化対策や施設整備のため、地方債の発行が増加傾向となり、結果として歳入総額も増額となっています。また、令和2(2020)年度が新型コロナウイルス感染症関連経費により国庫補助金が大幅に増加となっています。

地方税(町税)は約 14億円で推移している一方で、地方交付税は平成23(2011)年度をピークに減少傾向となっています。

■平成 24 (2012) 年度から令和 3 (2021) 年度までの歳入の推移

(単位：百万円)



※地方財政状況調査より加工作成

(2) 歳出の状況

一般会計をもとに本町の歳出状況の過去10年を見ると全体の歳出状況としては、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症関連経費により、一時的に歳出総額が増加となっていますが、令和元(2019)年度以前は平均すると約89億円で推移しています。

投資的経費を見ると、公共施設等の老朽化対策や施設整備のため平均すると約11億円で推移しています。特に、平成28(2016)年度から令和3(2021)年度までは、本計画等の推進とともに、公共施設等の老朽化対策や施設整備のため、投資的経費が増加傾向となっています。

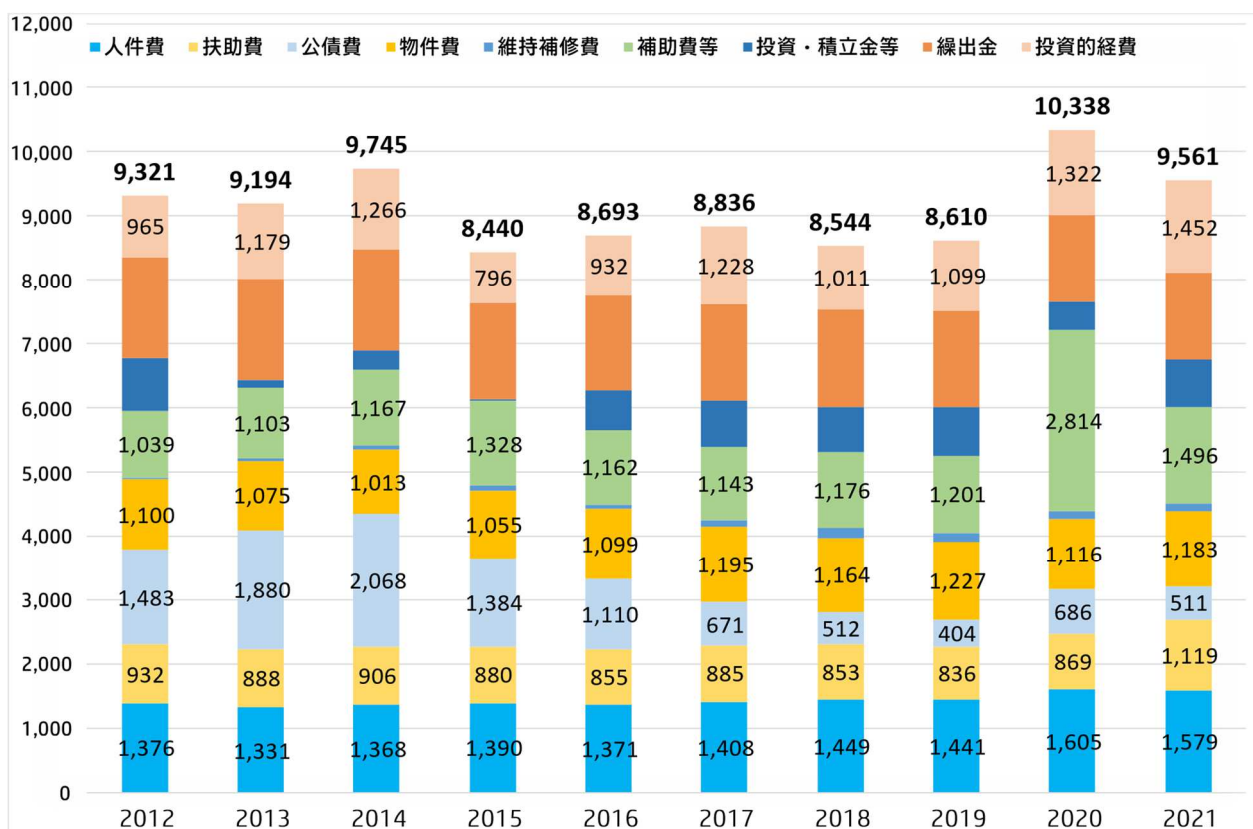
公債費は平成 26(2014)年度をピークとして減少傾向が続いていましたが、令和2(2020)年度から微増に転じています。

公債費同様に、人件費及び扶助費についても平成 28(2016)年度から増加傾向となっています。

将来的には生産年齢人口の減少に伴い税収が減少する一方で、老年人口の増加に伴う扶助費の増加が予想され、投資的経費として充当できる財源は不足することが見込まれます。

■平成 24 (2012) 年度から令和 3 (2021) 年度までの歳出の推移

(単位：百万円)



※地方財政状況調査より加工作成

3. 公共施設の状況

(1) 身延町の公共施設の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

令和3(2021)年度末(令和4(2022)年3月31日現在)の公共施設の延べ床面積合計は約8.3万㎡となっており、その内訳は、面積順に学校教育系施設が19.5%、公営住宅が17.1%と続きます。また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設7.83㎡となっています。

■施設類型ごとの施設数・延床面積・人口一人当たり面積

分類		令和3(2021)年度			
		施設数	延床面積(㎡)	人口一人当たり面積(㎡)	割合
単 独 施 設	A 学校教育施設	6	16,180.25	1.53	19.5%
	B 庁舎等行政関連施設	2	3,608.96	0.34	4.3%
	C 社会教育・コミュニティ施設	5	3,875.33	0.37	4.7%
	D スポーツ施設	16	12,860.32	1.21	15.5%
	E 町民文化施設	4	3,496.68	0.33	4.2%
	F 子育て支援施設	5	2,978.14	0.28	3.6%
	G 福祉施設	6	3,468.65	0.33	4.2%
	H 公営住宅	15	14,157.48	1.34	17.1%
	I 医療施設	4	825.04	0.08	1.0%
	J その他(観光施設を含む)	20	10,980.72	1.04	13.2%
複合施設		9	10,552.54	1.00	12.6%
計		92	82,984.11	7.83	100%

※固定資産台帳より作成※人口は令和4(2022)年4月1日住民基本台帳 10,595人

また、本計画策定時の平成28(2016)年度と比較すると、過去からの区分の変更等がありますが、全体として約24,200㎡の減少となっています。これは、小中学校の統廃合や各種施設の複合化にともなうものが主な要因と考えられます。

この結果、平成28(2016)年度計画策定時と比較し、約22.5%の延床面積の減少となっています。

■施設類型ごとの延べ床面積の推移

分類		令和3(2021)年度	令和元年度	平成28年度
		延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)
単 独 施 設	A 学校教育施設	16,180.25	16,210.25	43,371.62
	B 庁舎等行政関連施設	3,608.96	3,608.96	7,292.99
	C 社会教育・コミュニティ施設	3,875.33	7,209.22	10,500.04
	D スポーツ施設	12,860.32	12,860.32	3,695.76
	E 町民文化施設	3,496.68	8,926.42	4,960.70
	F 子育て支援施設	2,978.14	3,071.21	3,008.28
	G 福祉施設	3,468.65	5,257.56	6,696.22
	H 公営住宅	14,157.48	14,948.03	17,075.19
	I 医療施設	825.04	825.04	
	J その他(観光施設を含む)	10,980.72	9,923.72	10,610.73
複合施設		10,552.54		
計		82,984.11	82,840.73	107,211.53

※固定資産台帳及び身延町個別施設計画、身延町公共施設等総合管理計画より作成

本計画策定からの主な対策の実績は以下の通りです。

■主な対策の実績

【対策1 複合化・集約化】

- ①令和2(2020)年度 旧大河内小学校→身延地区公民館大河内分館（複合施設）

【対策2 除却】

- ①平成28(2016)年度 市路団地1号棟 128.4 m²
 ②平成29(2017)年度 町営バス飯富車庫 40.5 m²
 ③令和元(2019)年度 身延第1分団第1部機庫 25.97 m²
 ヤマメの里振興センター 328.77 m²
 飯富団地2号棟など 276.8 m²
 坂下団地 247.8 m²
 ④令和2(2020)年度 身延町市之瀬茶加工場 207.64 m²、
 船原団地 118.8 m²
 梅平団地 107 m²

(2) 公共施設老朽化の状況

①建築経過年数の状況

公共施設の整備からの経過年数(延床面積)をみると、築30年未満の公共施設は全体の43.2%となっており、築30年以上の公共施設は56.7%となっています。

特に、築40年以上経過した公共施設は全体の延床面積のうち34.6%を占めています。

■分類による建築経過年数の状況（延べ床面積：m²）

分類		築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
単 独 施 設	A 学校教育施設	0	4,461	0	2,006	9,713	16,180
	B 庁舎等行政関連施設	0	0	0	0	3,609	3,609
	C 社会教育・コミュニティ施設	0	535	0	900	2,441	3,875
	D スポーツ施設	0	0	3,532	5,583	3,745	12,860
	E 町民文化施設	0	0	2,904	593	0	3,497
	F 子育て支援施設	0	0	641	0	2,337	2,978
	G 福祉施設	0	348	2,286	185	649	3,469
	H 公営住宅	0	6,435	2,150	1,464	4,108	14,157
	I 医療施設	0	567	196	62	0	825
	J その他（観光施設を含む）	241	819	3,682	5,411	827	10,981
複合施設		580	1,690	4,813	2,152	1,318	10,553
計		822	14,855	20,204	18,356	28,747	82,984
割合		1.0%	17.9%	24.3%	22.1%	34.6%	100%

※固定資産台帳より集計

②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのかがその指標となります。

これまでの本町の公共施設における総建築額は、約188億円です。町全体として有形固定資産減価償却率は65.6%と資産が老朽化している状況です。

こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は取壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

また、本計画を策定した平成28(2016)年度から比較すると上昇傾向にあるものの、令和元年度改訂時と比較すると、有形固定資産減価償却率は低下しており、本計画及び町全体としての長寿命化等への成果が出はじめています。

■類型別の有形固定資産減価償却率

分類		令和3(2021)年度			令和元(2019)年度	平成28(2016)年度
		取得価額 (千円)	減価償却累計 額(千円)	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産 減価償却率	有形固定資産 減価償却率
単 独 施 設	A 学校教育施設	2,590,619	1,653,405	63.82%	67.10%	62.70%
	B 庁舎等行政関連施設	702,917	568,401	80.86%	86.00%	62.00%
	C 社会教育・コミュニティ施設	691,539	469,494	67.89%	66.96%	57.90%
	D スポーツ施設	2,027,832	1,806,587	89.09%	91.89%	67.75%
	E 町民文化施設	1,805,554	924,661	51.21%	53.60%	40.43%
	F 子育て支援施設	331,722	253,433	76.40%	88.80%	69.77%
	G 福祉施設	922,139	551,217	59.78%	58.50%	42.25%
	H 公営住宅	2,287,263	1,368,743	59.84%	75.88%	53.57%
	I 医療施設	174,242	142,861	81.99%	77.30%	
	J その他（観光施設を含む）	3,314,562	2,351,798	70.95%	78.47%	54.03%
複合施設		3,929,193	2,230,639	56.77%		
計		18,777,582	12,321,238	65.60%	74.45%	57.11%

※固定資産台帳より集計・算出

4. インフラ施設の状況

(1) 道路・トンネル

① 町道関係

本町が管理している町道は、令和3(2021)年度末時点で町道が約 38.5 km、そのうち舗装化されている道路は約 26.4 kmで舗装率は 68.6%となっています。

その多くの道路が舗装の標準耐用年数である 20 年を経過していることから、今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

町道は、年々整備及び補修等が進んでいますが、町民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修などの維持管理も必要とされています。

■ 町道の状況

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
町道	385,713	264,633	68.6%

※道路台帳より

本町が管理するトンネル(町道関係)は 8 基あり、このうち 1 基は全面通行止めとなっています。残り 7 基については、「身延町トンネル長寿命化修繕計画」の対象となっています。

最も古いもので建設後90年を経過しています。これまでも道路パトロールを通して、トンネルの変状の発見に努めてきました。今後も道路利用者の安全性や利便性を常に維持していくためには、予防的に修繕を行い利用者へ危険が及ぶのを未然に防ぐことが重要となっています。

■ 施設の状況 (※身延町トンネル長寿命化修繕計画対象のみ)

名称	建設年度	延長(m)
旧榎之木トンネル	昭和 7 (1932) 年度	206.18
洗心洞門トンネル	不明	34.3
小豆草里トンネル	平成 7 (1995) 年度	60.2
天白隧道	昭和 12 (1937) 年度	43.6
打越隧道	昭和 12 (1937) 年度	64.3
宇野尾隧道	昭和 38 (1963) 年度	141
新宇野尾トンネル	平成 11 (1995) 年度	465

※身延町トンネル長寿命化修繕計画より

② 農道、林道関係

本町が管理している農道、林道については、令和3(2021)年度末時点で農道が約 6.7 km、そのうち舗装化されている道路は約 4.6 kmで舗装率は 68.4%、林道が約 9.5 kmで舗装されている道路は約 8.5 kmで舗装率が 89.5%となっています。農道、林道も町道と同様に老朽化が懸念されることから、効率的な補修や更新が必要です。

■農道、林道の状況

種類	実延長(m)	舗装済延長(m)	舗装率
農道(町管理)	67,642	46,271	68.4%
林道(町管理)	95,179	85,227	89.5%

※民有林林道台帳、農道整備状況調査書より

■施設の状況

名称	建設年度	延長(m)
富士見山トンネル	昭和 63 (1988) 年度	293m
久保トンネル	昭和 59 (1984) 年度	64m
古長谷トンネル	平成 8 (1996) 年度	120m

※林道施設長寿命化計画より

(2) 橋梁

①町道関係

本町が管理する橋梁(町道関係)は、令和3(2021)年度末現在で431橋架設しています。このうち、「身延町橋梁長寿命化修繕計画」の対象となっている橋梁360架のうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の7%(令和元(2019)年度時点)を占めており、令和21(2027)年には52%程度(59橋)に増加する見込みとなっています。

これらの老朽化が進行する橋梁に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大することが懸念されています。

平成24(2012)年度に策定した「身延町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、長寿命化及び修繕が進行中となっています。

■施設の状況(身延町橋梁長寿命化修繕計画)

区分	PC	RC	鋼	複合	BOX	木造	計
橋長 15m以上	4	0	78	7	0	2	91
橋長 2m以上 15m未満	20	205	68	3	11	33	340
計	24	205	146	10	11	35	431

※PC：プレキャストコンクリート RC：鉄筋コンクリート

②農道、林道関係

本町が管理する橋梁(農道、林道関係)は、令和3(2021)年度末現在で41橋架設しています。これらについても「身延町土地改良施設等インフラ長寿命化計画」「身延町林道施設長寿命化計画」により、順次、長寿命化等の対策が必要となります。

■施設の状況

区分	PC	RC	鋼	複合	BOX	木造	計
橋長 15m以上	2	0	30	0	0	0	32
橋長 2m以上 15m未満	2	3	4	0	0	0	9
計	4	3	34	0	0	0	41

※PC：プレキャストコンクリート RC：鉄筋コンクリート

(3) 簡易水道

昭和27(1952)年度より供用開始された、本町の簡易水道事業は現在、8簡易水道区域があります。

簡易水道事業の開始以降、整備された水道施設が更新時期を迎えています。特に、昭和50(1975)年代に拡張し、簡易水道事業として開始した地域の水道施設の老朽化が著しい状況となっています。施設の更新時に配水池などの統廃合や規模の適正化の検討を行うとともに、老朽化した管路を耐震管へ布設替えする必要があります。

また、簡易水道事業については、令和6(2024)年度から地方公営企業法適用の予定です。今後は、整備された固定資産台帳や経営情報を基に経営戦略を作成する予定となっています。

■施設の状況

種別	令和3(2021)年度
	数量(箇所、m、人)
1 浄水場 (箇所)	8
2 配水池 (箇所)	72
3 導水管 (m)	27,598
4 送水管 (m)	69,062
5 配水管 (m)	235,075
6 給水人口 (人)	10,595

※令和3(2021)年度地方財政状況調査より加工

(4) 汚水処理事業

本町の汚水処理事業は、共用水域の水質保全及び地域住民の生活環境の改善を目的として、特定環境保全公共下水道事業が平成4(1992)年4月に供用開始し、その後公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合配水処理事業、特定生活地域配水処理事業を供用開始しています。

下水道事業は、建設開始より40年近くとなり、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不排水対策や老朽化対策に向けた準備が必要となります。

簡易水道事業同様、令和6(2024)年度から地方公営企業法適用の予定です。今後は、整備された固定資産台帳や経営情報を基に経営戦略を作成する予定となっています。

■施設の状況

事業名	供用開始 年月	処理区域 面積 (ha)	処理区域内 人口 (人)	処理場 (箇所)	污水管 延長 (km)	浄化槽 設置数 (基)
1 公共下水道	平成8(1996)年4月	161	2,313	2	35	-
2 特定環境保全公共下水道	平成4(1992)年4月	165	2,958	3	48	-
3 小規模集合排水処理	平成12(2000)年5月	1	24	1	1	-
4 農業集落排水	平成9(1997)年9月	6	77	1	2	-
5 特定地域生活排水処理	平成19(2007)年1月	4	934	-	-	111

※令和3(2021)年度地方財政状況調査より加工

Ⅲ

公共施設等の総合的かつ計画的管理に

関する基本的な方針

Ⅰ. 公共施設等の課題

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は減少局面に入っており、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、令和27(2045)年には総人口が約 5,000 人になると想定されています。そのため、このような変化に対応する適切な公共施設の総量や配置、また行政サービスの提供を検討していく必要があります。

また、地区によって人口の増減や少子高齢化の進行状況が異なってくると予測されることから、各地区の状況に応じた対応も重要となります。

(2) 大規模改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設の老朽化が進んでおり、今後これらの公共施設の改修・更新等の費用が発生することが見込まれます。

今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。また、公共施設の情報については一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(3) 公共施設等にかけられる財源の限界

整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用が毎年度必要になり、経過年数や損耗状況によっては大規模修繕なども必要となります。

しかし、今後本町においては、生産年齢人口の減少により、税収入はより厳しさを増すことが予想され、また、高齢化が進むことにより社会保障費の増加が見込まれます。

こうした厳しい財政状況であることから、公共施設等の修繕や更新にかけられる財源には限界があることを踏まえ、今後の公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各所管課で管理していた公共施設を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で老朽化した施設の統廃合・除却や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取り組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や町民のニーズを踏まえながら、地域の将来像を見据えた公共施設の適正な配置の検討を行います。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設は保有量を適正化することとし、公共施設の統合や廃止、規模縮小などのコンパクト化の推進を検討します。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設は、計画的な修繕・改修による品質の保持に努め、施設の有効活用を検討します。

また、情報の一元管理や共有を図るための管理の仕組みづくり、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討などにより、効率的な管理・運営に努めます。

① 住民ニーズへの適切な対応

公共施設は本来、町民の方々に行政サービスを提供するための施設であり、町民のニーズに適合した利用をされてこそ効果を発揮します。そのため、経済状況や時間の経過によって変化する町民のニーズを的確にとらえて、公共施設が最大限に有効利用されることを目指します。

今後は建物を増やさずに既存の建物の内装に改修を施して用途を転用し、複数の機能を盛り込み複合化を図るなど、コストを抑えて町民のニーズの変化に適切に対応していくことを検討します。

② 人口減少を見据えた整備更新(目標)

今後、人口減少等により現状の施設を全て維持することは困難であることから、施設の総量を縮減することを基本とします。施設の劣化状況及び利用状況等から総合的に判断し、統合、複合化、用途変更、廃止等により総量の縮減を図ります。

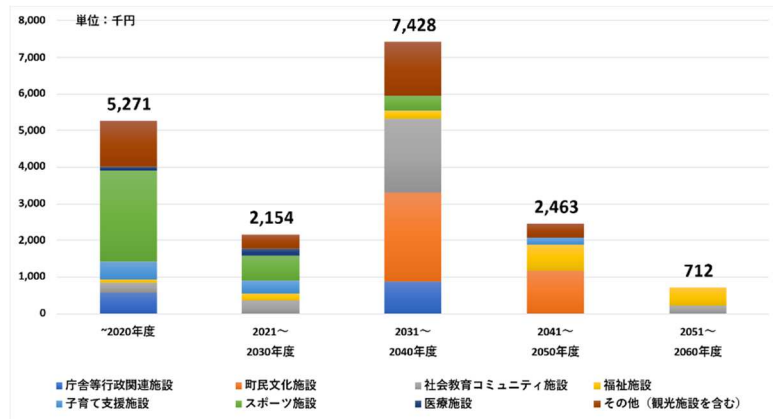
身延町個別施設計画上で設定した「40年間で第Ⅰ期～第Ⅳ期に区切り、10年度ごとの費用削減及び面積縮小目標」を目指します。

※以下「身延町個別施設計画」より抜粋

【公共施設総量削減目標】※身延町個別施設計画より抜粋

第Ⅰ期計画期間 (2021～2030 年度) : 更新費用△10 億円	面積△ 5%
第Ⅱ期計画期間 (2031～2040 年度) : 更新費用△26 億円	面積△15%
第Ⅲ期計画期間 (2041～2050 年度) : 更新費用△ 9 億円	面積△ 3%
第Ⅳ期計画期間 (2051～2060 年度) : 更新費用△ 5 億円	面積△ 2%
全計画期間 (2021～2060 年度) : 更新費用△50 億円	面積△25%

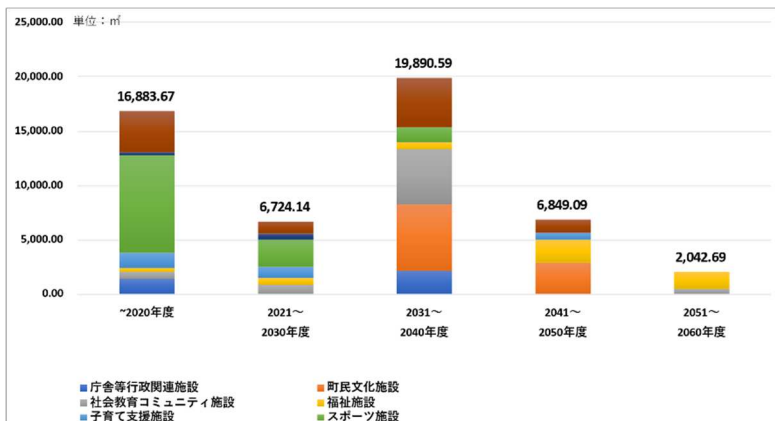
■更新費用の推計



(単位: 百万円)

分類/年度	~2020年度	2021~2030年度	2031~2040年度	2041~2050年度	2051~2060年度	合計
庁舎等行政関連施設	562	0	882	0	0	1,444
町民文化施設	0	0	2,409	1,161	0	3,571
社会教育コミュニティ施設	279	347	2,044	0	214	2,884
福祉施設	101	207	214	715	498	1,735
子育て支援施設	466	336	0	211	0	1,013
スポーツ施設	2,509	702	390	0	0	3,601
医療施設	85	187	0	0	0	272
その他 (観光施設を含む)	1,269	375	1,489	375	0	3,508
合計	5,271	2,154	7,428	2,463	712	18,028

■更新面積の推計



(単位: m²)

分類/年度	~2020年度	2021~2030年度	2031~2040年度	2041~2050年度	2051~2060年度	合計
庁舎等行政関連施設	1,404.06	0.00	2,204.90	0.00	0.00	3,608.96
町民文化施設	0.00	0.00	6,022.86	2,903.56	0.00	8,926.42
社会教育コミュニティ施設	698.40	866.61	5,109.48	0.00	534.73	7,209.22
福祉施設	306.59	626.39	648.99	2,167.63	1,507.96	5,257.56
子育て支援施設	1,411.47	1,018.84	0.00	640.90	0.00	3,071.21
スポーツ施設	8,960.68	2,507.54	1,392.10	0.00	0.00	12,860.32
医療施設	258.02	567.02	0.00	0.00	0.00	825.04
その他 (観光施設を含む)	3,844.45	1,137.74	4,512.26	1,137.00	0.00	10,631.45
合計	16,883.67	6,724.14	19,890.59	6,849.09	2,042.69	52,390.18

■施設の方向性

取り組み方法	取り組みのイメージ
① 更新 老朽化が進んだ施設を建て替えること。原則として床面積は縮小する。	
② 長寿命化 耐用年数を超えて利用できるような大規模改修すること。	
③ 複合化・多機能化 一つの施設に異なる複数の機能を保有させることにより、運用や維持管理の効率化を図ること。 複数の機能を保有した施設を新設する方法と、既存の施設に機能を移管する方法がある。 施設を新設する場合は、複合化する施設の床面積の合計より縮小することを原則とする。	
④ 統廃合 余剰施設を同じ機能の施設に統合することで、保有量を最適化すること。	
⑤ 用途変更 機能を廃止し新たな機能を保有させること。	
⑥ 譲渡 地域や民間に現状有姿で譲渡すること。	
⑦ 現状維持 施設を軽微な修繕で利用しつづけること。	

③ 公共施設の適正化

本町で現在維持管理する施設は、町民の生活に直結しており、行政サービスの提供上必要不可欠な施設が大半であることから、今後は公共施設の劣化状況、安全性、利用状況、類似施設の有無、社会環境や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や施設の廃止を推進することで公共施設保有総量の適正化を図ります。

なお、公共施設総量の最適化を図る上で必要となる財源の確保は、公共施設等適正管理推進事業債等を最大限活用するとともに過疎地域持続的発展計画に基づく過疎債や旧合併特例事業債を活用するものとし、併せて各施設の適正な受益者負担について検討を行い、使用料等の収入面の見直しを含め、計画的な財源確保に努めます。

④ 民間活力の活用によるコスト縮減を検討

公共施設の更新や長寿命化及び管理運営については、民間企業等の持つノウハウや資金、資産を積極的に活用することにより、効果的・効率的なサービス提供と財政負担の軽減が実現することから、民間活力の活用を推進します。施設整備や更新については、PPP/PFI¹などの民間資金やノウハウの導入について、費用や収入、サービスの向上の観点から総合的に検討します。

運営については、指定管理や運営委託等を活用し、民間ノウハウを取り入れた効率的な管理を推進します。

⑤ 予防的修繕の実施

公共施設が重大な損傷を受ける前に予防的な修繕を実施することで、公共施設を維持しながら長寿命化を図り、ライフサイクルコスト(施設の建設から維持管理、解体までにかかる費用)を縮減できるようにします。

(2) 点検・診断の実施方針

- ・計画的な点検・診断等の実施結果を蓄積し、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷(気候天候、使用特性等)による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・地域に対する公共施設の譲渡や地区団体への指定管理者制度による委託を進めるなど、町民主体の維持管理を進めていきます
- ・計画的に維持費用を支出していくという「予防保全」を導入し、運用します。
- ・維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に向けた対応に活用します。
- ・今後も維持していく公共施設については、必要に応じて中長期的修繕計画を策定することも検討します。

¹ PPP とは、「パブリック・プライベート・パートナーシップ」の略であり、公民連携を指す。

PFI とは、PPP の代表的な手法の一つであり、「プライベート・ファイナンス・イニシアティブ」の略。公共施設等の設計、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方

- ・管理運営にあたっては、PPP/PFI の導入を検討します。
- ・町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(4) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設については、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での用途廃止といった適切な措置をとっていきます。

(5) 耐震化の実施方針

- ・継続して保有する公共施設で、耐震化の強化が必要なものは適宜耐震化を推進します。
- ・災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(6) 長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・町民とともに大切に公共施設を使用することで、少しでも長く公共施設を利活用していけるように努めます。
- ・インフラ施設については、各個別の長寿命化計画等に従い、長寿命化等を推進します。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが公共施設を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設と民間サービスの関係について、十分に留意していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・地区ごとの人口動態や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・公共施設の類型ごとに必要な公共施設の総量を見直し、機能の重複を解消していきます。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・施設更新や改修を実施する場合は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮し、ユニバーサルデザイン²の視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用

² バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

しやすい環境整備を推進します。

(9) 脱炭素化の推進方針

・平成27(2015)年12月には国連にて気候変動に関する新たな枠組み「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。我が国においては、令和12(2030)年度に平成25年度(2013)年度比46%の温室効果ガスの削減を目標としているところです。

・本町においても、国の方針に向けて、公共施設においては消費エネルギーの省力化や再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、グリーンインフラ³など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

(10) 未利用地等の処分及び活用に関する実施方針

・活用見込みのない未利用地のほか、公共施設を解体した跡地については、原則として売却または貸付け等を行い、保有量と維持管理費の削減に努め、新たな財源の確保に取り組みます。

(11) 広域連携

・人口減少や高齢化等の影響により各市町村が厳しい財政事情を抱える中、行政課題に効率的かつ効果的に対応するためには、今後更に近隣市町や関係自治体との連携が必要になります。公共施設に対する多様なニーズに対応し、効率的な行政サービスが提供できるよう、施設の相互利用等、様々な手法について検討していきます。

(12) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 町民との情報共有と協働体制の構築

財政課と施設所管課により、施設の維持管理方法について協議する体制とします。

具体的には、担当課が施設を直接又は指定管理者、外部委託業者らと共に管理するものとし、また財政課と情報を共有し、施設の適正管理に努めます。

また、他施設での効果的な取り組み等の情報は、施設を所管する担当課にも共有し、全庁的な取り組みを推進します。さらに、全庁的な取組体制をより効果的なものとするため、施設管理に専門的な知見を有する職員を育成・確保するように努めます。

② 個別施設計画の作成

個別施設計画を策定していない公共施設のマネジメント推進にあたっては、原則として本方針に基づくものとします。

また、既に長寿命化計画等を策定済の公共施設等については、各計画に則ることを基本とし、本方針を踏まえ必要に応じて見直しを行うこととします。

③ 施設カルテの更新

公共施設に関して設定した目標については、主に「身延町個別施設計画」で管理・推進することとなります。

個別施設計画を推進するために、本計画における進捗・管理体制を活用するとともに、毎年度の状況については、施設カルテにて推進状況等を確認します。

(内閣府：障害者基本計画) です。

³ グリーンインフラとは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

施設カルテにおいては、毎年度それぞれの施設についての状況を記載し、変化する状況に対して各個別の対策を確認するとともに、計画の進捗状況のモニタリングを実施します。

④施設マネジメントの一元化

公共施設全体としてマネジメントの最適化を図るためには、全庁的、総合的な視点に立ち、公共サービスのニーズと量、コストとのバランスを図るとともに、ライフサイクルコスト⁴(LCC)ベースでの長期保全・長寿命化といった視点から施設マネジメントを行う必要があります。

そのためには、庁内横断的な取組みが必要であり、それらを推進するための一元的な組織と固定資産台帳や施設カルテといったデータベース等の情報の集約整備を図る必要があります。

本町においては、これらの情報を一元化し、及び計画の推進に向けて施設カルテを用いて、管理及び進捗を図ります。

【施設カルテ サンプル※一部抜粋】

身延町個別施設計画・施設カルテ													
【基本情報】													
施設番号	1	用途分類	庁舎等行政関連施設			所管課	総務	課	行政選挙	担当			
施設名称	役場本庁舎				所在地		切石350						
【施設概要】													
設置根拠	条例・規則・要綱等	身延町役場の位置を定める条例											
施設配置状況	建物内施設												
	敷地内建物	中富総合会館、公用車車庫、水防倉庫、防災備蓄倉庫、中銀ATM											
	管理形態	直営				管理者		町					
土地	敷地面積	10,967.30㎡		所有形態		町ほか		所有者名		町ほか			
	用途地域					建蔽率				容積率			
	その他規制												
建物	棟数	1棟		所有形態		町		所有者名					
	延床面積	2,204.90㎡		築年月		昭和56年12月		主構造		鉄筋コンクリート			
	耐用年数	50年		経過年数		41年		耐震性能		旧耐震（工事済）			
	地上	2階		地下		－		非常用井戸		無			
	建築基準法第12条点検データ			無		LED対応		無					
	防災倉庫	○		指定避難場所		指定無		指定避難所		指定無			
	下水道	○		合併浄化槽					単独浄化槽				
	バリアフリー等 対応状況	玄関	○対応済		通路	○対応済		階段	×未対応		建物内段差		○対応済
		WC	○対応済		EV	－無		標示	－無		AED	○対応済	
利便性	最寄鉄道駅又はバス停の名称			役場前		施設までの所要時間(分)				1分			
駐車場	自動車	134台		原付・バイク		8台		自転車		12台			

【施設カルテ サンプル※一部抜粋】

⁴ ライフサイクルコストとは、物のライフサイクルにわたって発生する費用のことです。建設費から、水光熱費、点検・保守・清掃費などの運用維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含んでいます。

【施設マネジメント】今後の方向性

施設の役割（施設の目的、関係法令など）

施設の現状と課題

今後10年間の考え方（施設の方針、方向性）

今後10年間の方向性

現状維持		対策スケジュール（Ⅰ期）		予定事業費			
長寿命化	○						
多機能化		R05		予定額(千円)		内容	
集約化		R06	検討	予定額(千円)	50	内容	検討
各種見直し		R07	設計	予定額(千円)	1,000	内容	基本設計
広域化		R08	設計	予定額(千円)	3,000	内容	実施設計
民間譲渡		R09	工事①	予定額(千円)	20,000	内容	前期工事
転用		R10	工事②	予定額(千円)	20,000	内容	後期工事
地域移管		R11		予定額(千円)		内容	
規模縮小		R12		予定額(千円)		内容	
機能移転		備考①		予定額(千円)		内容	
除却		備考②		計	44,050		

【施設マネジメント】対策の実施結果

対象事業名	◎◎施設長寿命化事業			
対策内容	外壁改修、屋根改修			
実施年度	R08	～	R09	
完了日	2028年3月30日			
対策費(円)	委託料（設計・監理）		工事請負費	
	委託料（その他）		補償費	
	公有財産購入費		備品購入費	

1. 公共施設の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズを踏まえ、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設については、施設の用途変更、複合化等を前提に、既存施設の有効活用を図り、保有施設量の適正化を進めます。

方向性を定める期間については、「身延町個別施設計画」の計画期間である令和3(2021)年度～令和42(2060)年度までの40年間のうち、10年ごとにⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期と期別目標を設定しています。

施設類型ごとの方針は各個別施設計画との整合を図るため、令和12(2030)年度までの10年間のものとなります。

■身延町個別施設計画抜粋：計画期間の設定

2021年度～2060年度			
第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期	第Ⅳ期
2021～ 2030年度	2031～ 2040年度	2041～ 2050年度	2051～ 2060年度

(1) 学校教育施設

学校教育施設は「身延町立学校施設整備計画」の計画対象施設である、3箇所の小学校と1箇所中学校、2箇所の給食センターが対象となります。

現在は、「身延町立学校施設整備計画」に基づき計画が進められています。

■学校教育施設

番号	施設名称		当初取得年度	
			西暦	和暦
1	身延清稜小学校	A棟	1995	平成 7 年度
2		体育館	1978	昭和 53 年度
3	下山小学校	A棟	2006	平成 18 年度
4		体育館	2006	平成 18 年度
5	身延小学校	A棟	1979	昭和 54 年度
6		B棟	2020	令和 2 年度
7		体育館	1961	昭和 36 年度
8	身延中学校	A棟	1971	昭和 46 年度
9	身延学校給食センター		1979	昭和 54 年度
10	中富学校給食センター		1973	昭和 48 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町立学校施設整備計画	平成 30 年度	平成 30 年～令和 29 年	随時

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

○学校施設整備事業（身延中学校建替）

⇒公共施設の適正化（旧合併特例事業債） 身延中学校校舎建設、身延給食センター建設、旧身延中学校校舎解体

(2) 庁舎等行政関連施設

庁舎等行政関連施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている施設となります。

このうち、複合施設を除くと身延町役場本庁舎及び身延支所が対象です。

両施設とも今後長寿命化対策が必要となっています。

■庁舎等関連施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	身延町役場本庁舎	1981	昭和 56 年度
2	身延町役場身延支所	1957	昭和 32 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

○なし

(3) 社会教育・コミュニティ施設

社会教育・コミュニティ施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている施設となります。

このうち、複合施設を除くと 5 つの施設が対象です。

個別施設ごとの今後の方向性をもとに、行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性、機能性、経済性、代替性、社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。また、必要に応じて町民や議会等とも合意形成を得て方針決定を行い、計画的に予算を確保し、施設のマネジメントを進めます。

■社会教育・コミュニティ施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	中富総合会館	1981	昭和 56 年度
2	身延地区公民館身延分館	1982	昭和 57 年度
3	中富地区公民館西嶋分館	2009	平成 21 年度
4	中富地区公民館静川分館	1972	昭和 47 年度
5	中富地区公民館原分館	1978	昭和 53 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 町内各分館施設改修・整備事業

(4) スポーツ施設

社会教育・コミュニティ施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている16施設となります。

いずれの施設についても老朽化が進んでいる状況です。スポーツ施設の利用状況や老朽化、安全性などを踏まえた対策が必要になっています。継続利用が必要な公共施設で安全性が損なわれている施設や機能が著しく低下している施設については、建替え又は類似施設への機能移転を検討した上で廃止、除却します。

■スポーツ施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	身延町民体育館	1983	昭和 58 年度
2	下部町民体育館	1982	昭和 57 年度
3	古関体育館	1994	平成 6 年度
4	身延弓道場	1991	平成 3 年度
5	下部弓道場	1993	平成 5 年度
6	身延武道館	1996	平成 8 年度
7	市之瀬屋内ゲートボール場施設	1995	平成 7 年度
8	豊岡体育館	1965	昭和 40 年度
9	旧身延北小学校体育館	1979	昭和 54 年度
10	下部体育館	1998	平成 10 年度
11	久那土体育館	1996	平成 8 年度
12	静川体育館	1981	昭和 56 年度
13	原体育館	1982	昭和 57 年度
14	大河内体育館	1968	昭和 43 年度
15	農林漁業者等健康増進施設	1987	昭和 62 年度
16	勤労青年センター	1978	昭和 53 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

○体育施設修繕事業（下部町民体育館、身延町民体育館、下部体育館、下山グラウンド、下山野球場、身延武道館、静川体育館、甲南スポーツ広場）

（５）町民文化施設

町民文化施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている施設となります。

このうち、複合施設を除くと４つの施設が対象です。

いずれの施設についても、早急な対応は必要ではない状態です。これまでも修繕や改修を行なってきましたが、今後は個別施設計画の方針どおり、予防保全を前提とした施設の維持管理を行います。

■町民文化施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	歴史民俗資料館	1984	昭和 59 年度
2	甲斐黄金村・湯之奥金山博物館	1997	平成 9 年度
3	木喰の里微笑館	1985	昭和 60 年度
4	ふれあい会館	1997	平成 9 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

○甲斐黄金村・湯之奥金山博物館空調設備更新事業

（６）子育て施設

子育て施設は、町内にある保育所及び学童保育施設が対象となっています。このうち、複合施設を除く５施設が対象です。

老朽化の進む西嶋学童保育施設については、建替・更新を行います。そのほか、個別施設計画に基づき、予防保全を柱に施設管理を行うとともに、安心・安全に施設運営を行います。

■子育て支援施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	静川保育所	1995	平成 7 年度
2	原保育所	1977	昭和 52 年度
3	常葉保育所	1971	昭和 46 年度
4	久那土保育所	1974	昭和 49 年度
5	西嶋学童保育室	1978	昭和 53 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 西嶋学童保育室更新事業

(7) 福祉施設

福祉施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている施設となります。

このうち、複合施設を除くと6つの施設が対象です。

老朽化が進む下山憩の家や身延町高齢者保養施設「門野の湯」については、今後の利用需要予測や施設の安全性に鑑み、令和12(2030)年度までに今後の対策を講じる予定です。

■福祉施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	身延保健センター	1982	昭和 57 年度
2	中富保健福祉センター	1999	平成 11 年度
3	飯富高齢者介護予防センター	2003	平成 15 年度
4	地域活動支援センター「ひまわりの家」	1994	平成 6 年度
5	下山憩の家	1987	昭和 62 年度
6	高齢者保養施設「門野の湯」	1992	平成 4 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- すこやかセンター（中富保健福祉センター）非常用発電機設置事業
- すこやかセンター（中富保健福祉センター）空調機器更新事業

(8) 公営住宅

公営住宅は、「身延町公営住宅長寿命化計画」において対象となっている施設となります。

現在14の町営住宅と1の町有住宅となっています。このうち、老朽化の進む8つの町営住宅については、現在募集を停止しています。

今後は「身延町公営住宅長寿命化計画」に基づき、長寿命化・改善・建替等を実施します。

■公営住宅の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	町営住宅 榎田団地	2003	平成 15 年度
2	町営住宅 宮木団地	1975	昭和 50 年度
3	町営住宅 遅沢団地	1979	昭和 54 年度
4	町営住宅 西嶋団地	1981	昭和 56 年度
5	町営住宅 八日市場団地	1988	昭和 63 年度
6	町営住宅 西嶋第 2 団地	1996	平成 8 年度
7	町営住宅 柿島団地	2008	平成 20 年度
8	町営住宅 雨河内団地	1985	昭和 60 年度
9	町営住宅 船原団地	1958	昭和 33 年度
10	町営住宅 坂下団地	1959	昭和 34 年度
11	町営住宅 梅平団地	1962	昭和 37 年度
12	町営住宅 荒町団地	1970	昭和 45 年度
13	町営住宅 東団地	1973	昭和 48 年度
14	町営住宅 上沢北団地	1979	昭和 54 年度
15	町有住宅 相又団地	1996	平成 8 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町公営住宅長寿命化計画	令和 3 年度	令和 4 年～令和 13 年	-

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 町有住宅浴室改修事業（相又団地）

(9) 医療施設

医療施設は、「身延町個別施設計画」において対象となっている施設となります。

いずれの施設についても、町の医療体制の重要拠点となっています。

このため、安全性を確保することが優先事項となります。しかし、一方では、利用需要や需要予測を踏まえた今後の各施設の在り方の検討が必要となります。

■ 医療施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	国民健康保険大須成診療所 (中富地区公民館大須成分館)	2004	平成 16 年度
2	国民健康保険曙診療所 (中富地区公民館曙分館)	2004	平成 16 年度
3	下部診療所	1992	平成 4 年度
4	久那土診療所	1982	昭和 57 年度

◇ 関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇ 実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 診療所設置事業

(10) その他(観光)施設

その他(観光)施設は、産業系施設と観光施設があります。

町に2箇所ある排水機場は、県の事業により、既に長寿命化に向けた工事が実施されています。そのほか老朽化が進み、利用需要が今後見込むことができない施設については、除却を行う予定です。

今後は、利用需要や民間への譲渡などを検討しながら、対策を実施します。

■その他(観光)施設の一覧

番号	施設名称	当初取得年度	
		西暦	和暦
1	西嶋排水機場	1989	平成元年度
2	八日市場排水機場	1996	平成 8 年度
3	田舎暮らし体験施設古関館	1969	昭和 44 年度
4	田舎暮らし体験施設清子館	1972	昭和 47 年度
5	和紙原料共同処理施設	1983	昭和 58 年度
6	下部農村文化公園(道の駅しもべ)	1996	平成 8 年度
7	市之瀬味噌加工所	1989	平成元年度
8	活性化施設(ゆばの里)	2002	平成 14 年度
9	相又特産品生産施設	1986	昭和 61 年度
10	大島農林産物直売所	2004	平成 16 年度
11	みのぶ自然の里(宿泊棟他)	1987	昭和 62 年度
12	みのぶ自然の里(体育館)	1987	昭和 62 年度
13	みのぶ自然の里(和紙工房)	1987	昭和 62 年度
14	みのぶ自然の里(陶芸工房)	1987	昭和 62 年度
15	みのぶ自然の里(キャンプ場)	1987	昭和 62 年度
16	本栖湖いこいの森キャンプ場	1974	昭和 49 年度
17	旧下部温泉会館(集落公民館)	1986	昭和 61 年度
18	あけぼの大豆拠点施設	1987	昭和 62 年度
19	西嶋和紙の里	1997	平成 9 年度
20	西嶋和紙の里(特産品加工販売所)味菜庵	1998	平成 10 年度

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 42 年	令和 12 年

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 田舎暮らし体験施設整備事業
- 集出荷場整備事業

(11) 複合施設

複合施設は1施設に対して、複数の機能を有する施設を対象としています。本計画においては、9つの施設が対象となります。

複合施設については、機能ごとの利用者やサービスの特性にあわせた対策が必要となります。老朽化した施設から優先的に対策を行うこととなりますが、各サービスの機能性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。

■ 複合施設の一覧

番号	代表施設名称	当初取得年度		施設内機能
		西暦	和暦	
1	働く婦人の家	1989	平成元年度	働く婦人の家
				久那土出張所
				下部地区公民館久那土分館
2	総合文化会館	1996	平成8年度	総合文化会館
				町立図書館
3	下部地区公民館古関分館	1988	昭和63年度	下部地区公民館古関分館
				古関出張所
4	身延地区公民館下山分館	2014	平成26年度	身延地区公民館下山分館
				下山学童保育室
5	身延地区公民館豊岡分館	2002	平成14年度	身延地区公民館豊岡分館
				豊岡学童保育室
6	下部地区公民館	2012	平成24年度	下部地区公民館
				身延町中央公民館
				下部学童保育室
7	身延福祉センター	2007	平成19年度	身延福祉センター
				身延児童館
				身延福祉センター学童保育室
8	身延地区公民館大河内分館	1973	昭和48年度	身延地区公民館大河内分館
				大河内学童保育室
9	下部保健福祉センター	1991	平成3年度	下部保健福祉センター
				下部支所
				身延町教育委員会

◇ 関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町個別施設計画	令和2年度	令和3年～令和42年	令和12年

◇ 実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 町内各分館施設改修・整備事業

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

インフラ施設については、各施設所管課において個別に定める長寿命化計画等により、維持管理、修繕、更新を進めています。

また、長寿命化等個別施設計画の策定がされていないものは今後長寿命化計画等の策定を検討します。

(1) 道路・トンネル

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

今後は、修繕の必要性とともに、路線特性や機能性・安全性等を考慮して修繕優先順位を定めた、個別施設計画の策定推進を行います。身延町管理の町道に対して計画・修繕・調査・改善(PDCAサイクル)を定期的に実施し、マネジメントサイクルを定着させることを目的に以下の方針に沿って計画を進めます。

- 継続的なマネジメントサイクルの確立
- 効果的かつ効率的な舗装修繕の実現
- 継続的なモニタリングの実施

トンネルは、定期点検は平成26(2014)年7月の道路法改正により、全ての道路管理者が近接目視による定期点検を5年に1度行うことが義務付けられています。さらに定期点検を補完するため、日常点検と地震、台風等の災害時や、大きな交通事故等の際に行う臨時点検により、定期点検を補完し、トンネルの状態を把握します。

補修の順序を計画するに際しては、トンネルの重要度及び損傷程度を総合的に判断し、健全性と重要性から判断します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町トンネル長寿命化修繕計画	平成29年度	平成29年度～	令和5年度
身延町林道施設長寿命化計画	令和3年度	令和3年度～	—

※次回見直しは点検期間によるもの。

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

◀町道▶

- 町道古関丸畑線(改良整備)
- 町道磯分校線(法面改良)
- 町道大道市之瀬線(改良)
- 町道釜額線(法面改良)
- 町道桜清水遊亀橋線(改良舗装)
- 町道塩之沢橋線(改良舗装)
- 町道大崩線(改良舗装)
- 町道和田針原線(改良舗装)
- 町道矢細工・間遠線(改良舗装)
- 町道西島・大塩線(改良舗装)
- 町道静川・大須成・曙線(改良舗装)
- 町道本町富山橋線(改良舗装)

◀林道▶

- 林道三石山線(改良舗装)
- 林道富士見山線(改良舗装)

(2) 橋梁

今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 27(2015)年10月に策定、令和 2(2020)年 3 月に改訂した「身延町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26(2014)年7月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の事後保全的な対応(損傷が大きくなってから行う修繕)から、予防的な対応(損傷が小さなうちから計画的に行う修繕)に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、損傷の著しい橋梁、第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁、避難場所へのアクセス路線、重要路線などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
身延町橋梁長寿命化修繕計画	令和元年度	平成 29 年～令和 8 年	随時

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 農道橋梁修繕事業
- 林道橋梁等修繕事業
- 橋梁長寿命化事業（修繕・観音橋他 30 橋）

(3) 簡易水道

下水道・簡易水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。身延町は更新時耐震化を原則とし、重要度の高い施設・管路を優先に耐震化を図ります。

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 下部簡易水道事業（基幹改良）
- 中富西部簡易水道事業（区域拡張）
- 中富北部簡易水道事業（基幹改良）
- 久那土古閑簡易水道事業（基幹改良）
- 下山簡易水道事業（基幹改良）

(4) 汚水処理(下水道)

現在国土交通省においては、下水道においてストックマネジメントを推進しています。ストックマネジメントは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としています。

また、下水道事業については管きよの耐震化を推進するため、地震対策計画策定を行う予定です。

現在取り組んでいる地方公営企業会計への移行により、固定資産台帳や会計制度が構築次第、各種情報を整理して進めます。また、今後の経営指針となる、「経営戦略」を策定する予定です。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間(年度)	次回見直し(年度)
身延町総合地震対策計画	令和4年度	令和5年度～令和9年度	—

◇実施又は今後予定される事業

【過疎地域持続的発展計画との関連事業】

- 公共下水道事業（地震対策計画策定・耐震化）

3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

【前提条件】

公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果の算定にあたっては、総務省から提示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」(令和3年1月26日)に基づき、財政効果額を算出しました。

個別施設計画や各種計画との整合から令和12(2030)年度までの10年間としています。

各種個別施設計画で各施設の「今後の方向性」として示した長寿命化の対策内容を実施した場合の概算更新費用のシミュレーションを行なっています。

算定にあたっては、各種個別施設計画からの抜粋となります。

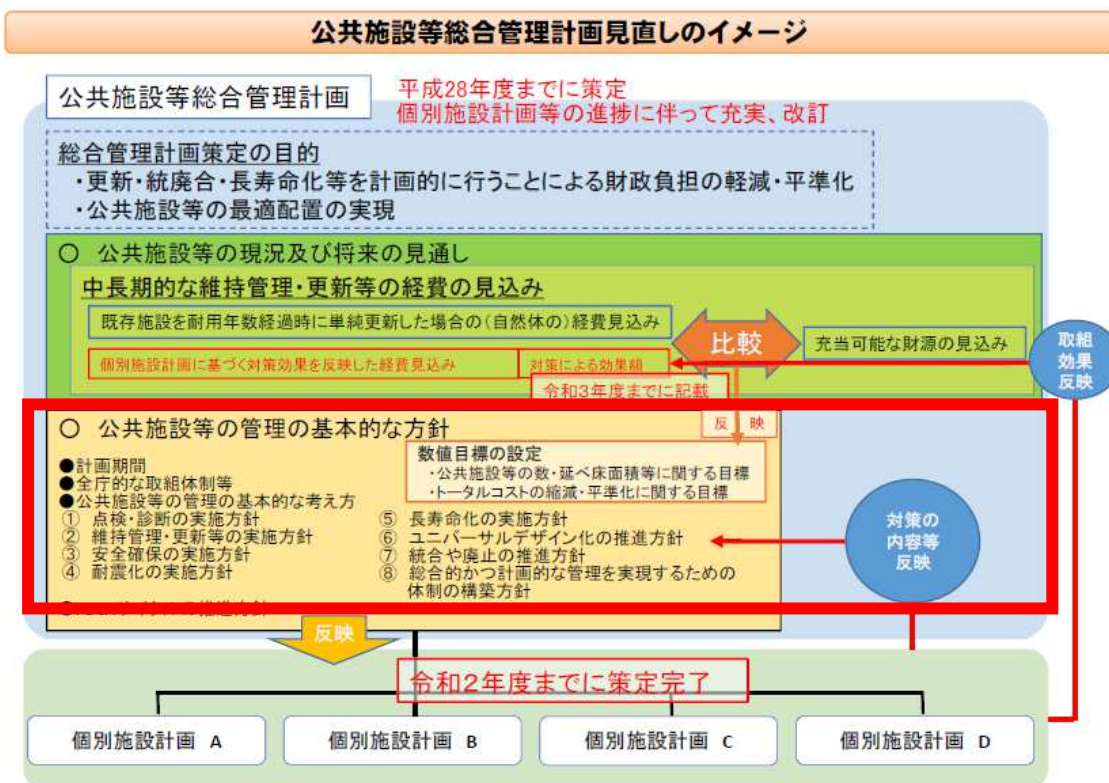
A:単純更新費用：既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）経費見込み

B:個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

C:対策による効果額（財政効果額）

財政効果額 C = 個別施設計画対策額 B - 単純更新費用 A

■ 公共施設等総合管理計画見直しのイメージ



※総務省 「公共施設等総合管理計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 身延町個別施設計画

「身延町個別施設計画」においては、耐用年数経過後に単純更新した場合の費用と比較し、40年間で約54.5億円削減(効果)、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間では、10.8億円の削減(効果)が試算されています。

※身延町個別施設計画より抜粋

【A:単純更新適用費用】

(単位:百万円)

分類／年度	～2020 年度	2021～ 2030 年度	2031～ 2040 年度	2041～ 2050 年度	2051～ 2060 年度	合計
庁舎等行政関連施設	562	0	882	0	0	1,444
町民文化施設	0	0	2,409	1,161	0	3,571
社会教育コミュニティ施設	279	347	2,044	0	214	2,884
福祉施設	101	207	214	715	498	1,735
子育て支援施設	466	336	0	211	0	1,013
スポーツ施設	2,509	702	390	0	0	3,601
医療施設	85	187	0	0	0	272
その他（観光施設を含む）	1,269	375	1,489	375	0	3,508
合計	5,271	2,154	7,428	2,463	712	18,028

【B:対策費用及び C:財政効果】

(単位:百万円)

分類／年度	～2020 年度	2021～ 2030 年度	2031～ 2040 年度	2041～ 2050 年度	2051～ 2060 年度	合計
庁舎等行政関連施設	562	0	551	0	0	1,113
町民文化施設	0	0	1,545	726	0	2,271
社会教育コミュニティ施設	279	217	1,277	0	134	1,907
福祉施設	101	106	110	368	256	943
子育て支援施設	466	142	0	109	0	717
スポーツ施設	2,509	303	237	0	0	3,049
医療施設	85	96	0	0	0	182
その他（観光施設を含む）	1,269	208	845	76	0	2,398
合計	5,271	1,074	4,566	1,279	390	12,579
削減額（財政効果額）	0	1,081	2,862	1,184	321	5,449

(2) 身延町立学校施設整備計画

「身延町立学校施設整備計画」においては、財政効果額の算出を行っておりません。

固定資産台帳から単純更新費用を算出するとともに、当計画算定時の試算において推計されている対策費により算出を行いました。令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間では、効果は算出されません。

しかし、当計画は老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合等の問題を是正していくため、学校施設の実態を把握し、総合的・長期的かつ多角的な観点で整備・管理運営の適正化を図り、子どもたちが安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう、更新・長寿命化改修・施設の配置の検討などの中長期的な整備を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化などを図るための指針とし、事後保全から予防保全へ転換を図ることを目的としているためです。特に本来建物の耐用年数は40～50年に設定しているところですが、本計画においては施設を80年間利用することを想定しています。

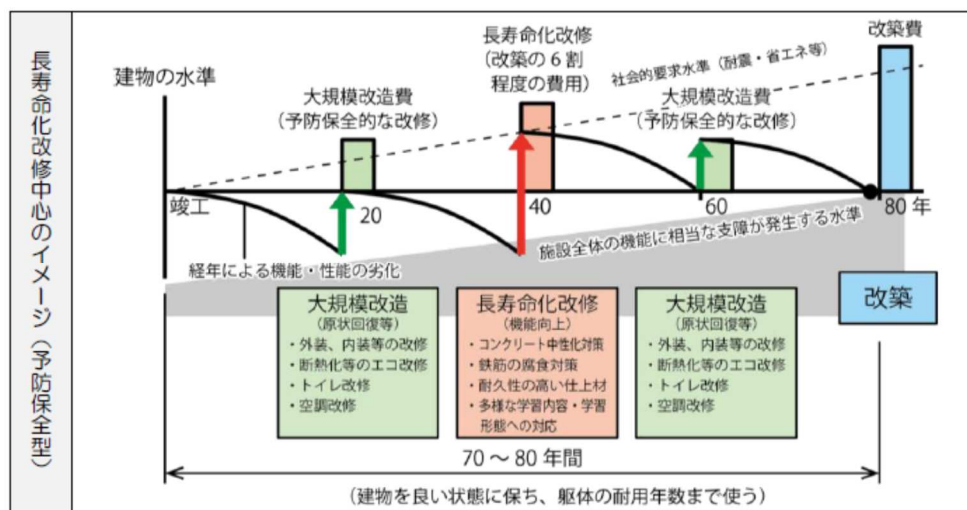
また、令和4(2022)年度現在において、身延中学校及び学校給食センターは建替えが進めてられているところです。これらの施設については建設時期が古いこともあり、単純更新適用費用が現在価値と比較すると過小になるため、効果額が明確に算定できていません。

【C=B-A 対策の効果額】

(単位：百万円)

施設名称	A 単純更新適用費用	B 対策費用	C = A - B 財政効果額
身延清稜小学校	0	101	△ 101
下山小学校	0	573	△ 573
身延小学校	1,355	596	759
身延中学校	1,536	2,162	△ 626
身延学校給食センター	140	0	140
中富学校給食センター	97	0	97
新学校給食センター	0	215	△ 215
計	3,128	3,647	△ 519

■ 改築中心から長寿命化改修への転換イメージ（「身延町立学校施設整備計画」より抜粋）



(3) 身延町公営住宅等長寿命化計画

「身延町公営住宅等長寿命化計画」について、計画期間中に長寿命化型改善事業を実施する住棟については、改善事業を実施する場合、実施しない場合、それぞれの場合について評価期間中に要するコストを算出し「ライフサイクルコスト(LCC)の縮減効果」を算定しています。

■計画推進の効果（計画期間内）※単位：百万円

計画前 LCC	計画後 LCC	縮減額
3,054	2,398	656

(4) 身延町トンネル長寿命化修繕計画

身延町林道施設長寿命化計画

身延町土地改良施設等インフラ長寿命化計画

道路は今後個別施設計画の策定推進を進めるところですが、これまでも補修及び改良を複数回行っており、単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

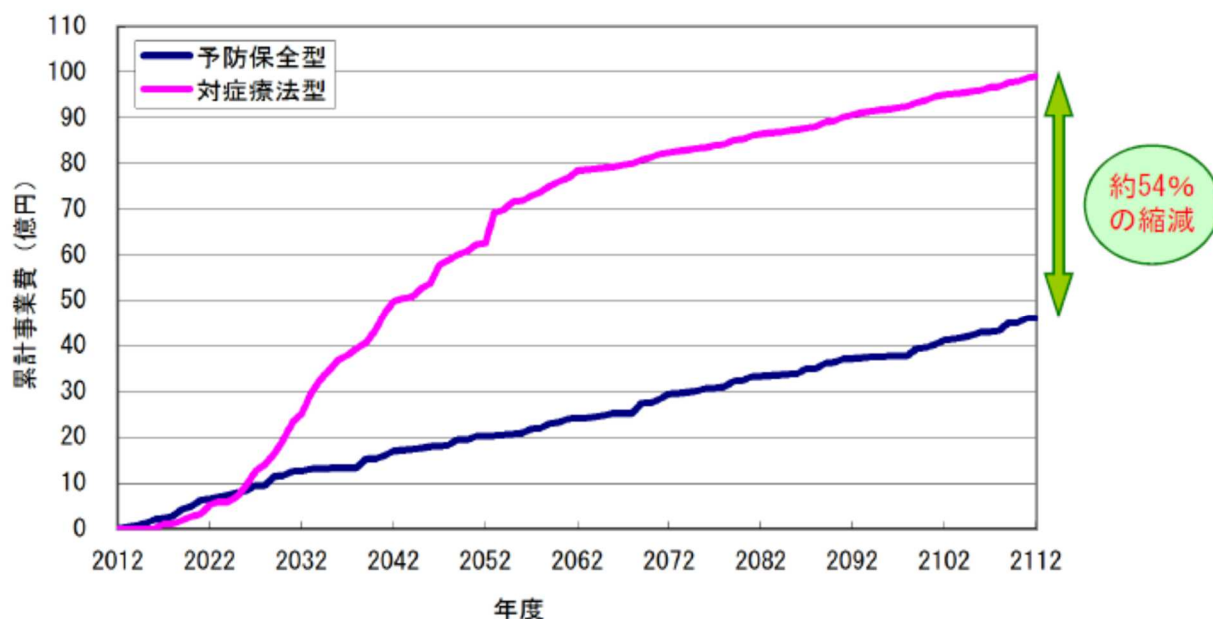
トンネルは「身延町トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、今後の維持管理等を進めるところですが、今後の維持管理経費含めたシミュレーションは行っていない。このため、財政効果額は算定外となります。

(5) 身延町橋梁長寿命化修繕計画

「身延町橋梁長寿命化修繕計画」においては計画内で管理する435橋について、計画策定時の平成 24 (2012)年度当時から今後100年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が約100億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が約46億円となり、コスト縮減効果は約53億円となることが予測されています。

このため、10年間単位で約5.3億円での財政効果額を算出しています。

■長寿命化修繕計画による効果（「身延町 橋梁長寿命化修繕計画」より抜粋）



(4) 簡易水道

単純更新費用の算出が困難なため、財政効果額は算定外となります。

(5) 下水道・農業集落排水・戸別浄化槽

今後、ストックマネジメントなどを含めた経営戦略や個別施設計画の策定予定となるため、財政効果額は算定外となります。

(6) 本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間における本計画及び各種個別施設計画推進による財政効果は約12.0億円と推計されます。

種別	財政効果額(百万円)
1 身延町個別施設計画	1,081.0
2 身延町学校施設整備計画	△ 519.0
3 身延町公営住宅等長寿命化計画	656.0
身延町トンネル長寿命化修繕計画	0.0
4 身延町林道施設長寿命化計画	
身延町土地改良施設等インフラ長寿命化計画	
5 身延町橋梁長寿命化修繕計画	5.3
合計	1223.3

計画対策に必要な財源については、過疎地域持続的発展計画に基づく過疎債の発行や公共施設の適正化においては旧合併特例事業債の発行、各種交付金・補助金が想定されます。

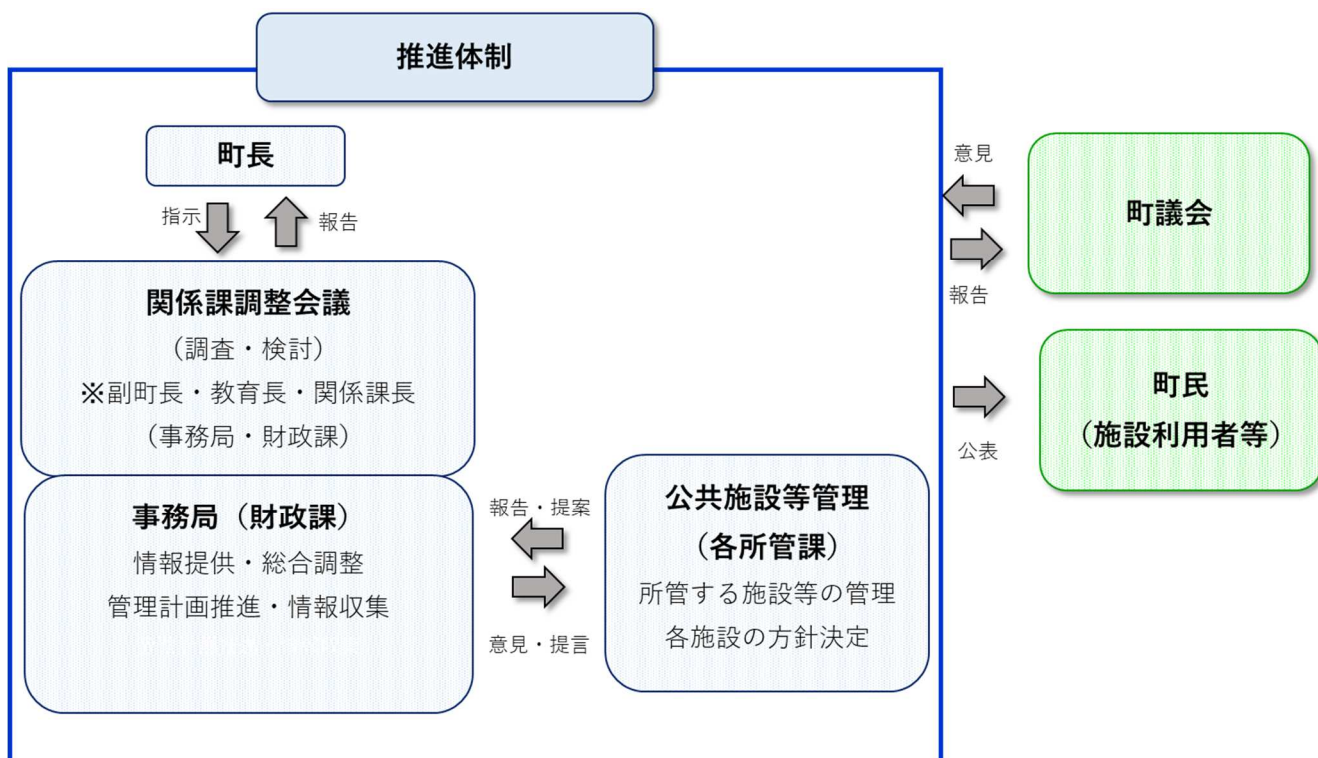
しかしながら今後の財政状況を考慮すると、計画の推進は難しいものとなります。したがって今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに計画の進捗をモニタリングしながら、計画の見直し・実行・検証を踏まえたPDCAサイクルを構築します。



公共施設マネジメントの実行体制

I. 推進体制

本計画に記載している対策については、各公共施設の所管課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合、多機能化、施設の再編などによる町民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、これらに対する取り組みについては、全庁的な推進体制である「関係課調整会議」で協議のうえ推進します。また、進捗状況については、事務局である財政課で情報収集・進捗管理を行います。

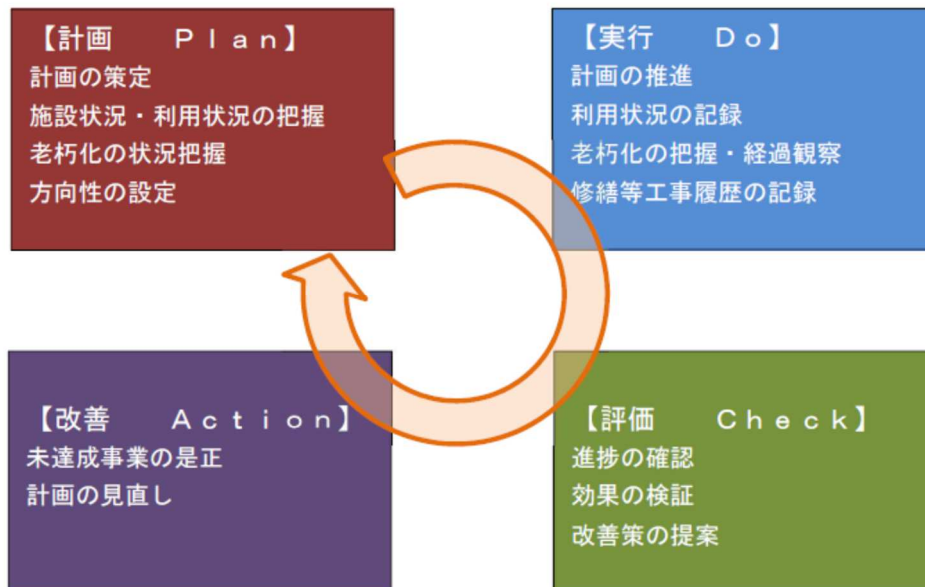


■年間推進スケジュール

	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	固定資産台帳の更新												
2	施設カルテの更新												
3	固定資産台帳異動研修会												
4	施設カルテと固定資産台帳の突合												
5	関係調整会議①(目標進捗状況の確認、方向性の修正など)												
6	個別施設計画管理(更新)①												
7	公共施設等総合管理計画見直し(個別施設計画反映)												
8	関係調整会議②(次年度実施分の確認)												
9	次年度予算への検討												

2. フォローアップ

本計画の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で定期的に行うものとします。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政課との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

附則（改訂の履歴）

令和元年 3 月 一部改訂
令和 3 年 3 月 一部改訂
令和 5 年 3 月 全面改訂
令和 6 年 3 月 軽微な加筆

身延町公共施設等総合管理計画

令和5年3月

発 行:身延町 財政課
住 所:〒409-3392
山梨県南巨摩郡身延町切石 350
T E L:0556-42-2111(代表)
F A X:0556-42-2127

